

生徒の皆さんへ

## 新型コロナウイルス感染症対策における教育活動の再開等について（改訂版）

4月8日から教育活動を本格的に開始する予定としておりましたが、県教委から、北九州市の感染者急増の状況や、周南圏域において新たな感染者が発生し、クラスターの発生も懸念されている状況を鑑み、学校における集団感染を防止する観点から、下関市及び周南圏域（下松市、光市、周南市）の県立学校において、学校保健安全法第20条に基づき、臨時休業とすると通知がありましたので、以下のとおり対応いたします。

### 1 臨時休業期間

令和2年4月8日（水）から令和2年4月17日（金）まで

### 2 臨時休業中の生活について

- ① 部活動等については、活動を中止します。
- ② 学習課題等については今後メール等でお知らせします。
- ③ 臨時休業中の登校日等については、また後日お知らせします。
- ④ 人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。
- ⑤ 発熱等の風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）など、感染症の症状がある場合、受診前に最寄りの保健所等に連絡をして相談するとともに、その状況を学校へも連絡してください。

※ 柳井健康福祉センター 0820-22-3631 周南健康福祉センター 0834-33-6423

なお、今後、国の動向及び地域の感染状況に応じ、期間等変更の可能性もありますので、メール等で確認をしてください。